

2019年10月吉日

お取引先各位

消費税率引上げに伴う対応のお知らせ

日本空調サービス株式会社  
本社経理部

拝啓 貴社愈々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配にあずかり有難く厚く御礼申し上げます。

さて、2019年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられました。

これに伴い、弊社としましては下記の通り対応致しますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 工事等の請負に係る対応（下記2の場合を除く）

2019年9月30日までに引渡し（完了）したものにつきましては、旧税率8%を適用致します。2019年10月1日以降に引渡し（完了）したものにつきましては、標準税率10%を適用致します。

出来高検収を行い消費税率8%でお支払したもののうち、2019年10月1日以降の引渡し（完了）に対応するものが含まれる場合は、差額の2%を別途お支払させていただきます。

該当がある場合は当社担当者への追加請求をお願い致します。

2. 工事等の請負に係る経過措置の適用

2019年3月31日までに締結した工事等の請負契約については、その契約に係る引渡し（完了）が2019年10月1日以後であっても、旧税率8%を適用致します。

3. 物品購入に係る対応

2019年9月30日までの検収分につきましては旧税率8%を適用致します。

2019年10月1日以降の検収分につきましては標準税率10%を適用致します。

4. 保守契約等に係る対応

2019年9月30日までの契約期間に対応するものにつきましては、旧税率8%を適用致します。2019年10月1日以降の契約期間に対応するものにつきましては、標準税率10%を適用致します。

消費税率8%でお支払したもののうち、2019年10月1日以降の契約期間に対応するものが含まれる場合は、差額の2%を別途お支払させていただきます。

該当がある場合は当社担当者への追加請求をお願い致します。

5. 追加請求を行う場合の請求書の取扱いについて

弊社指定請求書にて請求を行う場合、8%での既請求分の取消の請求書と10%の請求書の2枚を発行して頂きますよう、お願い致します。

弊社におきましては、2枚の請求書を1セットとし、差額の2%相当額のお支払をさせていただきます。

本件につきましては、お取引のある支店にお問い合わせ下さい。

以 上